

<b>会議名称</b> 足立区地域保健福祉推進協議会 子ども支援専門部会（平成30年度第3回）	<b>整理番号</b> 487
	<b>作成年月日</b> 令和元年6月5日
	<b>作成者 所属・氏名</b> 日森 子ども政策課 子ども・子育て支援制度担当
<b>開催日時</b> 平成31年3月20日（水）午後 3時～4時40分	<b>配付先</b> 子ども支援専門部会員・特別部会員（意見表明者）
<b>開催場所</b> 足立区役所庁舎ホール	
<b>議題</b> 「家庭的保育事業の認可手続きについて」ほか	<b>配付資料</b> 委員名簿1部、資料一式（3部）
<b>出席者（敬称略）</b> <span style="float: right;">（計40名）</span> （部会員）齊藤多江子、野辺陽子、本田博、川下勝利、古庄宏吉、古性力、杉岡淳子、秋生修一郎、鳥山高章、川口真澄 （特別部会員（意見表明者））小谷博子、廣島清次、中嶋篤子、佐藤登志枝、神藤とよ子、掛川秀子、三浦昌恵、小田恵美子、中台恭子、首藤広行 （事務局）子ども政策課長 松野美幸 （関連部署）就学前教育推進課長兼子ども施設指導・支援担当課長 半貫陽子、学校支援課長 古川弘雄、子ども施設運営課長 森田 剛、子ども施設入園課長 菊地 崇、青少年課長 渡邊 勇、子ども施設整備課長 會田康之、待機児ゼロ対策担当課長 臺 富士夫、こども支援センターげんき所長 上遠野葉子、支援管理課長 門藤敦良、こども家庭支援課長 高橋 徹、子どもの貧困対策課長 山根 晃、住区推進課長 山本克広、区民参画推進課長 寺島光大、中央図書館長 飯塚尚美、親子支援課長 境 博義、保健予防課長 増田和貴、ユニバーサルデザイン担当課長 森田充、パークイノベーション担当課長 志田野隆史、公園管理課長 山坂延央	
<b>議事内容（議事要点・決定事項・調査事項・問題点・特記事項・次回予定・その他）</b> 1 審議・調査事項 (1)家庭的保育事業の認可手続きについて <span style="float: right;">＜子ども施設入園課＞</span> (2)特定教育・保育施設（認可保育所）および特定地域型保育事業（家庭的保育事業）の利用定員の確認について <span style="float: right;">＜子ども施設整備課＞</span> (3)特定教育・保育施設（私立幼稚園）の利用定員の確認について <span style="float: right;">＜子ども政策課＞</span> 2 報告事項 (1)あだち幼保小接続期カリキュラムの策定について <span style="float: right;">＜就学前教育推進課＞</span> (2)児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について <span style="float: right;">＜子ども家庭支援課＞</span> 3 情報連絡事項 (1)私立認定こども園の利用定員の内訳変更について <span style="float: right;">＜子ども政策課＞</span> (2)私立認可保育所に対する子ども・子育て支援法第14条に基づく一般指導検査の実施結果について <span style="float: right;">＜子ども施設指導・支援担当課＞</span> (3)小規模保育事業所に対する子ども・子育て支援法第14条に基づく一般指導検査の実施結果について <span style="float: right;">＜子ども施設指導・支援担当課＞</span> (4)家庭的保育事業者に対する子ども・子育て支援法第14条に基づく一般指導検査の実施結果について	

(5) 東京都認証保育所の運営法人等の変更及び廃止について	<子ども施設指導・支援担当課> <子ども施設入園課>
(6) 民設民営による認可保育所の運営予定事業者の選定等について	<子ども施設整備課>
(7) 保育施設整備の進捗状況について	<待機児ゼロ対策担当課>
(8) こどもトワイライトステイ事業の実施について	<げんきこども家庭支援課>
(9) 特別区における児童相談所の移管に向けた検討状況について	<げんきこども家庭支援課>
(10) 足立児童相談所の建替えスケジュールについて	<げんきこども家庭支援課>
(11) 児童虐待防止推進月間の事業実施結果について	<げんきこども家庭支援課>
(12) 「未来へつなぐあだちプロジェクト」の24の指標について	<子どもの貧困対策担当課>
(13) 児童館の日曜会館実施および利用時間延長について	<住区推進課>
(14) 子育てサロンおおやたの土曜日開設について	<住区推進課>
(15) 2019年度学童保育室の入室申請受付状況について	<住区推進課>
(16) 母子生活支援施設の民設民営への移行について	<親子支援課>
(17) 居場所を兼ねた学習支援事業における科学研究費調査の協力について	<くらしとしごとの相談センター>
(18) 新生児聴覚検査に対する助成について	<保健予防課>
(19) 母子健康手帳の拡充について	<保健予防課>

## 第3回足立区子ども支援専門部会

平成31年3月20日（水） 午後3時00分～

足立区役所 庁舎ホール

松野子ども政策課長

定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」にご出席いただき、ありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、子ども政策課長の松野でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

まず、開催に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は事前に郵送させていただいたものをお持ちでいらっしゃいますか。もしお持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局までお申し出いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ご持参いただきまして、ありがとうございます。

それでは、大変申し訳ないのですが、本資料ですが、ページの番号が振られておりませんで、皆様にも事前に読んでいただくのにお手数をおかけしてしまったのではないかと思います。大変申し訳ございませんでした。次回から入れさせていただきますようにしたいと思います。

また、本日、席上に配付をさせていただいた資料が3点ございまして、1つは、子ども支援専門部会の名簿、それから、事前にご提出いただきました質問、それから、本日、追加で報告事項（2）児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果についてという資料を、本日の席上配付の資料としてお配りしております。

不足はございませんでしょうか。

続きまして、先日、足立区地域保健福祉推進協議会の事務局からの連絡で、委員が交代されたというご連絡をいただいております。恐縮ですが、お名前をお呼びいたしますので、ご起立をいただければと思います。足立区住区センター連絡協議会、前任が橋本幸雄様でございましたが、橋本様にかわりまして、新たに部会員にご就任いただきました足立区住区センター連絡協議会、本田博様でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより、子ども支援専門部会を開催いたします。

この専門部会は、足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会設置要綱第5条の第1項により、過半数の出席により成立いたします。現在、過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

また、本日の会議は、足立区地域保健福祉推進協議会公開要項に準じまして、傍聴席をご用意しておりますが、きょう傍聴の方はいらっしゃらないようでございます。会議中は、録音、写真、ビデオ撮影等は禁止となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。議事の円滑な進行に、何とぞご協力をお願いします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

齊藤部会長、議事の進行を、よろしくお願いいたします。

齊藤部会長

こんにちは。

年度末のお忙しい中、ご参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速始めさせていただきたいというふうに思います。

本日の案件は、審議・調査事項が3件、報告事項が2件、情報連絡事項が19件となっております。

各項目のご審議に当たりまして、委員の皆様のご協力を、よろしく願いいたします。

議事の進行につきましては、従来どおり、情報連絡事項は、事前にごらんいただいていることを前提といたしまして、説明のほうは割愛させていただきます。審議・調査事項は、事務局からの説明の後、それぞれ、ご審議に入らせていただきます。また、報告事項は、事務局より説明の後にまとめてご意見をいただきたいというふうに存じます。よろしく願いいたします。

それでは、審議・調査事項の（1）、菊地子ども施設入園課長よりお願いいたします。

菊地子ども施設入園課長

子ども施設入園課長、菊地でございます。よろしく願いいたします。

私からは、審議・調査事項（1）家庭的保育事業の認可手続について、ご説明いたします。

資料をお開きいただきまして、最初のページになります。

本件は、家庭的保育事業、いわゆる保育ママの認可手続となります。保育ママの認可手続を行うに当たりましては、児童福祉法の規定に基づきまして本専門部会での意見聴取を行う必要がございます。そのため、本案を提出させていただいているといった内容となっております。

まず、今回、認可を行う理由につきましてご説明いたします。

1の認可理由をごらんいただきたいと思います。記載しているとおり、保育ママは子ども・子育て支援新制度において、給食提供を実施することが認可要件の一つとなっております。しかしながら、2の経緯のところをごらんいただきたいと思います。平成28年度から事業を開始した保育ママ15名につきましては、これまで諸般の理由がございまして、給食提供を行っておりませんでした。そのため、認可外の足立区認定保育ママとして、区が独自に認定をいたしまして事業を実施しておりました。

今般、今回の認可手続を行う3事業者につきましては、本年5月から給食提供実施のめどがついたということでございます。そのため認可手続を行わせていただきたいと思いますという内容となっております。

認可に当たりまして、認可権者である区が基準に基づき審査した結果、3事業者とも認可基準に適合しており、運営には問題がないということが確認されました。適合条件につきましては、次ページ、もう1ページおめくりいただきたいと思います。審議・調査事項（1）－1、家庭的保育事業審議資料をご覧くださいと思います。

こちらの内容につきまして、基準等を満たしているという確認がとれましたので、平成31年4月1日での認可をお認めいただきたいと思いますという内容となっております。

私からは以上となります。よろしく願いいたします。

齊藤部会長

ありがとうございます。

それでは、本件について、皆様、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。質問等でも構いませんから。

では、中嶋委員、お願いいたします。

中嶋委員

小規模保育室の中嶋です。

質問なんですけれども、家庭的保育事業、認可されるこの3名の方の、どういうところが、足立区の認定保育ママ制度と違うのかというところを教えてくださいと思います。

菊地子ども施設入園課長

ご質問いただいたところですが、先ほどご説明の中でもお話をさせていただきましたが、認可基準の一つの要素として、給食提供の実施が必須となっております。これまで、なかなか給食提供の整備が整わなかったという状況がございまして、区の認定ママにつきましては給食提供を行っておりませんでした。そのため、区が独自に認定する認可外の保育ママということで事業を実施していましたが、今年5月から給食提供の実施が見込まれることとなり、かつ認可基準を満たしている確認がとれましたので、認可手続をとらせていただく、そういった内容となっております。

中嶋委員

ここに書いてあるところは理解できるんですけど、例えば、給食を提供して認可を受けると事業者として補助金がどれぐらいふえるとか、あるいは、今までは足立区の負担の補助金だったけれども、今後は認可として国の補助金となるのか、そういったことが絡んでくるかと思うんです。

菊地子ども施設入園課長

ご指摘いただいたところですが、区の認定ママについては、現在、都の補助金が一部入っておりますが、あまり多い金額にはなっておりません。一方で認可ママになりますと、委員おっしゃるように、運営費として国からの補助、都からの補助も入るため、区の負担が大幅に減るという状況がございします。

そういったところは変わってまいります。

齊藤部会長

小谷委員、お願いいたします。

小谷委員

保育ママ制度はご自宅とかでやられていて、とても温かい保育をされていると思うんですけれども、2点質問で、1つ目は、保育者の方とは別に栄養士さんを雇われて自分でつくられるということなんでしょうか。それとも、保育の中でやるということで、かなり負担が大きいのではないかなということと、あともう1点は、ほかの市町村ではセンターみたいなのをつくって、そこで給食みたいな感じで各保育ママさんのところに届けているという事例としてあると思うんですけれども、足立区としてはそのように、今、保育ママさん15名の方が、そういう次の補助金をもらえるようにそのように制度を整備していくということを考えてたりはするのでしょうか。

2点、教えてください。

菊地子ども施設入園課長

1 点目につきましては、保育ママが、補助員の方とは別に調理師の方を雇っていただき、調理にあたっていただいております。

2 点目のセンターにつきましては、現在、認定ママを含めた保育ママが、154名いらっしゃいます。このため、1カ所のセンターで全てのママの給食を担うということが難しい状況です。このため、自園調理ですとか外部搬入の事業者へのアプローチですとか、さまざまな手法を今、模索しながら進めており、センターといったところは今のところ考えてございません。

小谷委員

ありがとうございました。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。

私のほうからなんですけれども、今後の見通しとしては、区としてはどういうふうな形で進めたい、もしくは、これぐらいの事業者には自園調理等の形で給食提供をする方向に持っていきたいというような、見通し等がありますか。

菊地子ども施設入園課長

まず、今現在、19事業者の方が給食提供を実施しておりますが、来年度5月から給食提供を実施するための研修を、この3事業者に加えて16事業者も行っており、合計、38事業者が給食提供を行う予定になっております。

自園調理に向けた研修体制は整えておりますので、保育ママからの希望を受け、自園調理は確実に進めていけます。しかし、自宅で開業されている保育ママさんに関しては、間取りの問題といった課題もあり、調査をしたところ、全体の3分の1の方は自園調理でいきたいというご希望、その他3分の2の方は外部搬入をご希望されております。

ですので、外部搬入事業者の獲得を、進めておりますので、自園調理を合わせ、5年延長される予定の経過措置期間内に、確実に給食提供できるような形を取れるよう、区としてもバックアップしていきたいと考えております。

齊藤部会長

ありがとうございました。

本件については、特に、ほかにご意見ありますでしょうか。

それでは、本専門部会では本案のとおり進めていくということで、異議ないものといたします。

ありがとうございました。

菊地子ども施設入園課長

ありがとうございました。

齊藤部会長

続きまして、審議・調査事項の(2)になります。

會田子ども施設整備課長より、お願いいたします。

會田子ども施設整備課長

続きまして、審議・調査事項の（２）特定教育・保育施設（認可保育所）及び特定地域型保育事業（家庭的保育事業）の利用定員の確認について、ご説明いたします。

資料でございますとおり、本子ども支援専門部会におきまして利用定員の確認という行為を行うこととなっております。法的にはこちらに記載のあるとおり、子ども・子育て支援法第31条の2項、及び第43条3項に基づき、意見聴取を行うということになってございますので、今回、本案を提出させていただきます。

次のページをごらんください。

地域につきましては、足立区内を7つの地域に分けて、それぞれの地域で利用定員の過不足について状況をご説明させていただきます。

次のページです。提供区域の1、千住地域における保育定員の過不足の状況でございます。こちらに記載のあるとおり、2019年3月31日現在の過不足が、3号保育でゼロ、1、2歳合わせて144人、2号保育で268人の定員の不足が見込まれてございます。

これが2019年4月1日になりますと、開設園が2園ございまして、まなびの森保育園関屋、これが新規の保育園ですけれども、もう一つの北千住太陽保育園につきましては、第二日ノ出町保育園の民営化園でございます。この2園が開設いたしまして、2019年4月1日の過不足は、3号保育の不足数が、合わせて68人分、それから、2号保育は165人ということになります。

その後、期中開園になりますけれども、6月1日になりますと、ステラ千住ふたば保育園が開園いたしますので、6月1日の過不足につきましては、3号保育のゼロ、1、2歳が32人、2号保育の不足数は111人という形でそれぞれ縮小してまいります。

次のページには、それぞれの開設する園の年齢ごとの定員を記載してございます。後ほどごらんください。

次のページにいきます。提供区域4番、綾瀬・佐野地域における保育定員の過不足の状況です。2019年3月31日現在の過不足につきましては、3号保育でゼロ、1、2歳合わせて119人分の定員不足が見込まれております。

これが2019年4月1日になりますと、記載の6つの新規の認可保育園、それから、先ほどご説明のありました家庭的保育事業の認可化された事業者が2人分ふえますので、2019年4月1日の過不足につきましては、3号保育のゼロ歳児で2人分の不足があるという形に縮小させていただきます。

次のページ、2ページにわたりまして新規の開設する認可保育所、それから、家庭的保育事業の年齢ごとの定員を記載してございます。

次のページをお願いいたします。提供区域の5です。中央本町、保塚・六町・花畑・保木間地域における保育定員の過不足の状況です。2019年3月31日現在の過不足につきましては、3号保育でゼロ、1、2歳合わせて45人分の定員不足が見込まれております。

こちらにつきましては、先ほどご説明のありました家庭的保育事業の認可化がございまして、そうしますと、2019年4月1日の過不足につきましては、3号保育で、合わせて41人という形に縮小いたします。

続きまして、提供区域の6です。梅田・竹の塚・伊興・西新井東側・東伊興地域における保育定員の過不足の状況です。2019年3月31日現在の過不足は、3号保育でゼロ歳児で4人分、2号保

育で26人分の定員不足が見込まれております。

こちらが、2019年4月1日になりますと、新規の認可保育園が1園オープンしますので、3号保育で165人分、2号保育では19人分の余裕が生まれることとなります。

下段には、新規園の状況を記載してございます。

次のページをお願いします。提供区域の7です。江北・興野・本木・西新井西側・鹿浜・舎人地域における保育定員の過不足の状況です。2019年3月31日現在の過不足の見込みですけれども、3号保育でゼロ歳児で42人の定員不足が見込まれております。

こちらが2019年4月1日になりますと、3園の認可保育園が開園いたしますので、4月1日の過不足は、3号保育ゼロ歳児が21人まで縮小することとなります。

下段と次のページには、それぞれの新規園の年齢ごとの定員が記載してございます。

なお、事前にいただきました質問表をごらんください。

古性委員からのご質問の中に、1の審議・調査事項(2)の今回の案件の利用定員の確認につきましてご質問いただきましたので、この場でお答えいたします。まず、特定区域の4、2019年4月1日の過不足、2号保育が3歳から5歳児が254人、3号保育の1、2歳児が73人、また、特定区域7の2019年4月1日の過不足が、2号保育が3歳から5歳児が413人、3号保育の1、2歳児が123人というのは、過剰設置ではありませんかというご質問でした。

口頭でお答えさせていただきますけれども、まず、この最初の量の見込みの考え方なんですけれども、こちらにつきましては国の考え方に基づいておりまして、調査地点の利用意向率を基本として算出しております。2019年4月の量の見込みにつきましては、2017年11月に実施したニーズ調査により算出をしておりますので、調査後の女性就労の増加や大規模住宅開発による保育需要の高まりを反映できていないという現状がございまして、要するに、実際はもう少しふえているということでございます。

区では、この直近の大規模住宅開発計画や妊娠届出時の意向調査結果を踏まえて、調査後の保育需要増を予測した上で、足立区待機児童解消アクションプランとして、具体的な整備計画を策定して整備を進めてございます。このため、今回、資料の上では整備量が若干多く見えてはございますけれども、実際にはここまで余剰が出ないのではないかとというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

それでは、本件について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

廣島委員、お願いします。

廣島委員

認証保育所の廣島でございます。

今のお話にございましたように、そのとおりであろうと思いますが、一つ、来年もまた施設が恐らく10カ所ぐらいふえるということで、当然、幼児教育の無償化等の絡みもありますから、さまざまな形で事業が喚起されていくだろうとは予想されますが、ゼロ、2については東京都のほうも恐らく特定ですけれども無償化の対象にする、加えるという流れもございますから、それはこのとおりに推移が進むでしょうが、特に3、5歳については、当然これから幼稚園、さまざまな施設の中で、今後

予想されるだろう見込みについて、ことし、来年ということではなくて、私、常々申し上げているんですが、1つの保育園、あるいは、それに類似する施設をつくるということは、少なくとも10年、15年スパンで見なければいけないということから見たときに、人口動態等も含めた上での長期的なビジョン、現状、3年、5年という短いスパンであれば、恐らくそんなに大きなクレームはないだろうと思いますが、これが10年だったときの、区としての長期的な見通し、そして、それに対する取り組み等について、もちろん、現段階でそれは確定的なことはないと思いますが、どのようにお考えになっているかというのが1点。

それともう一つは、古性先生のほうから過剰設置という話もございましたが、これについてもちょっと相談、このことは大きな課題になってくるだろうということは誰もが予測することであるということになったときに、一つのルールづくりも必要になってくるだろう。

要は、2つの点で、確定的な話はもちろん今の段階ではできませんけれども、お考えを率直にお聞きしたいと思います。

#### 會田子ども施設整備課長

それでは、お答えさせていただきます。

一番最初の質問ですけれども、10年後の見通しを踏まえてどのように考えているかということですけれども、足立区では、まず2020年4月を目指してアクションプランを策定いたしまして、適宜、状況、需要予測を修正しながら施設整備について考えてございます。

また、その上で、その後の10年後どうなるのかということも大事な視点でございますので、今後、これからの保育需要の伸びとか、あとは、今やっておりますニーズ調査の結果、また、妊娠届出時の意向調査等で、いち早く状況を把握し修正しながら、これからも施設整備について調整をしていきながら計画づくりをしていきたいと考えてございます。

それから、過剰な整備じゃないかという中で、ルールづくりが必要じゃないかというお話ですけれども、今の説明とちょっとかぶるかもしれませんが、これからの需要予測等を鑑みながら、適宜、状況に合わせた計画づくりが必要だと我々も認識しておりますので、一つ決めたルールをそのまま踏襲するのではなくて、適宜、修正を加えながら事業のほうを進めていきたいと考えております。

#### 齊藤部会長

ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

#### 臺待機児ゼロ対策担当課長

ちょっと補足でお答えさせていただきますと、将来的なお話の部分なんですけれども、将来的には、国としては女性の就業率として77%を目指しているという形を言われています。その中で保育需要につきましても、そういう女性就業率77%になりますと、保育需要として60%ぐらいになるだろうというふうに言われているところでございます。

今、区としては50%の保育需要率を目指して整備を進めているところなんですけれども、その辺の動向を見ながら、今後、2020年以降の部分につきましては検討していきたいというふう考えているところでございます。

#### 齊藤部会長

川下委員、お願いいたします。

川下委員

民間保育園連合会の川下です。

今のお話で、今回、利用定員ということで、当然、認可定員の範囲内でその利用定員を定めるというふうになっているはずなんですね。多分、今、足立区の場合は認可定員イコール利用定員だろうというふうに思っているんですが、保育所の場合は、その利用定員が定めると、その分の保育士を確保しなければいけないということになっていますので、例えば今、古性委員からご心配いただいたように2号認定の整備予定数が、これだけ多く需要を上回って設定されているということは、当然、子どもがいないのに職員がいる状況になる。

たしか以前、あいているスペースで1歳児というような……1歳児で1年間だけ保育をするというようなことの提案があったと思うんですが、それがもう、多分こととして1年たつはずなんです。ですから、その辺の状況が一体どういうふうになっているのか。過剰な保育士が本当にいて施設運営ができないような状況がないのかというところをぜひ検証をしていただきたいです。

つまり、認可施設の利用定員を入所実態に合わせて弾力的にできないのか、子どもがいないときは、職員を雇わなくてもいいですよというような形を利用定員の設定の仕方できないのかというところも含めて検討していただきたい。

あと、2017年の数字を使ってということのお話があったんですが、これだけがちゃんと何人という形で出ていて、その予測がふえるだろうというような、非常に、その揚げ足を取るわけではないんですけども、言葉でふえるだろう、ふえるだろうと言われても、じゃあ一体どのくらいふえていて、何でこんなに必要なのかというところが、いま一つ説明ではわかりにくかったので、その辺の予測も数字を用いて、このぐらいはふえていくんだというようなところも、ぜひ、次回から提示をしていただきたいなというふうに思います。

齊藤部会長

そのほかにはいかがですか。特にございませんか。

このあたり、ちょっと難しい議論だとは思いますが、今、利用率の話が出てきましたが、50%を目指されているというところ、ちょっと数字が出ていましたかね。この数字は何歳児のところでの数値として理解すればよろしいですか。

會田子ども施設整備課長

ゼロ歳から5歳で50%というところで考えてございます。

齊藤部会長

ありがとうございます。

小田委員、お願いいたします。

小田委員

小田です。

本当に子どもを持つ一親としてのお願いなんですけれども、これって、いろいろなデータをもちろ

ん調べていただいて見込みを出してという形だと思うんですけども、例えば今後2020年の4月あたりにもまた、千住地域のお話になるんですが、まだ曙町のほうと桜木のほうにも2020年4月にまた保育園ができる予定だと思うんですけども、私、千住地域に住んでおりますので、今後のマンションの建設等を考えると、まず、千住大橋付近になかなかタワーがまた2棟建つ、建たないというのが延々と延びている物件と、あとは、もう本当に、ことしの4月に旧イトーヨーカドー1号店の上にマンションができるのと、翌年、トポスのほうのタワーができ上がるということと、一応、今、まだ全然建設は始まっていないんですけども、日之出小のほうにもマンションが新しくできるという情報が不動産屋さん等から入っているんです。

それも、そのできるマンションの場所を見込んで考えると、桜木とか曙町というのは全く近くないんですね。今、千住大橋の私のお友達でも、やっぱり保育園に入れないお友達もいらっしゃいますし、そういうことを考えると、皆さん働いているので、できれば家の近くか、あるいは、本当職場の近くに保育園で送り迎えをしたいというのが本音なので、千住地域の中には曙町とかもちろん入るとは思うんですけども、送り迎えが朝って本当に忙しいので、そこに希望を出すかということなかなか、第何希望まで書くと思うんですけども、入らないと思うんですね。

そうなってしまうと、結局、永遠にやっぱり近くがいいので待機児童が続いてしまう。幾ら保育園がたくさんできて、やっぱり続いてしまう傾向が出てくると思うので、本当に申し訳けないですけども、できれば、その需要と供給というのを本当に近い値で、できればもう少し考えていただけたらなと思います。

よろしくをお願いします。

#### 會田子ども施設整備課長

少しご説明をさせていただきます。

千住地域は今、2020年4月に向けまして、今、小田委員がおっしゃったとおり2園、千住曙町と千住桜木のほうで開園する予定です。

千住は、一つの地域を広く、千住の川で囲まれたエリアを一つの地域としておりますので、その中で同じ地域として我々考えておりました。できれば、もうちょっと中心のほうに園ができればよかったですけれども、なかなか有効な土地もないということで、今回千住曙町と千住桜木ということで、同じ千住地域ということで、我々のほうでは選定させていただきまして、今、認可の手続をしているところでございます。

また、マンションの建設等がこれからくる、いろいろとうわさとか出ておりますけれども、ある程度大きなマンションにつきましては、そこに保育施設をつくるということで協議をさせていただいて、実際に、トポスのところの再開発のところでは小規模保育を整備するというお話をしております。それぞれのマンション開発に合わせて必要なものはそこで整備をしていただくというご協力を、我々のほうもお願いしておりますので、ある程度大きなマンションができれば、必ず保育施設も一緒に整備していくという考えで努めております。

以上でございます。

#### 齊藤部会長

ありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、本専門部会では、本案のとおり進めていくということで、異議ないものいたします。  
続きまして、審議・調査事項（３）です。松野子ども政策課長よりお願いいたします。

松野子ども政策課長

私のほうは、審議・調査事項の（３）、１０枚ぐらいいめくっていただいたところになりますけれども、特定教育・保育施設（私立幼稚園）の利用定員の確認ということでございます。

今回、皆様方にこの案件を提出させていただきましたのは、根拠としましては、子ども・子育て支援法の第３１条の２項というところで、認可定員は決まっているんですけども、そのところの利用定員の変更というところで、皆様方のご意見を頂戴したいというものでございます。

対象になっている施設は、城北幼稚園でございます。足立の四丁目でございます。こちらのほうの認可定員が１４０人ということでございますが、利用定員を１２０人にするというものでございます。内訳につきましては、こちらに記載のとおりでございます。この利用定員のところにつきましては、先ほどの保育園のところでもございましたけれども、量の見込みと実際の提供数というところで考えまして、この定員に少し縮小する形ですけども、１２０人に定員を縮小しても特に問題がないだろうというところで、これが公定価格の運営費の支払いの根拠になってまいりますので、等身大の形に利用定員を改めさせていただくというような内容でございます。

次のページのところに、その見込みの部分の記載がございますけれども、ちょっとにじんでいて申し訳ないですが、ちょっと見づらいのですが、３１年のところ、量の見込み、９，６４３ということで、幼稚園はバス利用などもございまして、足立区全体を一つの地域と捉えておりますので、全体で９，６４３という量の見込みのところ、実際にその下に目を移していただきますと、１万８０２という数字で定員がございますので、実際には過不足、問題ないというところで、こちらの利用定員のほうを変更させていただきたいというところでございます。

この幼稚園につきましては、東京都より学校法人の認可を２３年に受けまして、幼稚園の認可基準等々、全て満たしているということを確認済みでございます。

以上でございます。

齊藤部会長

ありがとうございます。

それでは、本件についてご意見やご質問、ありますでしょうか。

小谷委員。

小谷委員

先ほどともかかわるかもしれないんですが、保育園が２０園できるじゃないですか。今これだけ定員が下がっていて、１２０名にされるということで、定員を減らすところというのは結構ふえていく可能性があるのかなとすごく気になりました。

というのも、ほかの市町村も、保育の会議とかで、園を評価でいくと、ゼロ、１、２は埋まっているけれども、４歳、５歳とかが全然がらがらという保育園も実はあって、幼稚園のほうは今度、こういう定員を減らしていくことが続いていくのではないかなというところで、先ほど、たくさん４０園まだ新制度に移行されていないとかというところで、そのあたりが足立区として考える幼稚園の教育と保育園の教育というか、こども園とかもあると思うんですが、どういうふうを考えていらっしゃる

のかなというところを教えてください。

例えば市町村によっては、全部、こども園のほうにいきますというふうに全面的にかえている市町村もあると思うんですけども、そのあたり、足立区としての考えを聞かせていただけたらと思います。

松野子ども政策課長

全体的な傾向として、都市部では幼稚園は幼稚園、それから、一部、認定こども園に移っているところもありますけれども、あと、保育園は保育園ということで、3つのサービスが並行して動いているような状況と捉えております。

そうした中で、先ほどもありましたけれども、保育の需要率、働くお母さんたちがふえてきて、預けたい、要は、長時間の、どこか子どもたちが過ごす場所というのをご要望になるような傾向にはなっているかなというふうに思っております。それも何とか担保していくためには、幼稚園はこれまで幼稚園の教育時間は9時から14時とかというような、お昼を少し過ぎてからお帰りになるような時間設定で、これが幼稚園の教育時間ということになっておりましたが、それにプラスして預かりをしていただくということが、どこの幼稚園でも少なからず、やられているという状況でございます。

ですので、働く方のニーズがふえてきているところでは、幼稚園のほうにも、一部預かり保育を少し頑張ってもらっていただけたら、過剰に保育施設を整備するということにもならなくていいのかなというように思っていますので、今、ゼロ、1、2のところは幼稚園にやってくださいというのは非常に難しい部分があると考えておりますが、お子さんがある程度大きくなってからお仕事をされる方もいらっしゃる中で、幼稚園のほうの預かり保育のほうを少し充実させていただけたらありがたいなと思っております。

齊藤部会長

ありがとうございました。

そのほか、ご意見やご質問ありますでしょうか。

廣島委員、お願いいたします。

廣島委員

この議題とは直接は関係ないかもしれない。一つお聞きしたいのが、今、保育人材というのが非常に不足ということは、特にこの4月1日を迎えるにあって相当深刻になってきているのは、どの施設も、これは保育園だけではないと思うんですが、子育て支援員制度、支援員の方、これからも非常に拡充をしていくということを打ち出されておりますが、この子育て支援員の制度について、区のほうとしてはどのようなスタンスで今後活用していけるかということについて、国の方針は明確に出ておりますが、市区町村によって相当スタンスが違うという。この点について足立区の見解をお伺いしたい、このように思います。

松野子ども政策課長

子育て支援員制度の子育て支援員の養成講座などは、都道府県がやっている、東京都のほうを担当しているということで、区のほうのかかわり方としては、それを受けたいというようなお問い合わせがあれば、その講座をご案内したりですとか、実際の実習先の提供というところでご協力をさせてい

ただいているところです。

確かに子どもさんが巣立っていく中で、こうした子育て支援員として有機的に働かれる方かなと思っておりますので、ぜひ、これは進めていきたいなと思っております。保育の現場とか学童の現場ですとか、いろいろなところでご活躍できるものかなと。また、一部その講座を受けられますと、例えばお引越しとかされましても、全国共通で認識された制度ということになっておりますので、また、その方自身の生き方の充実というところにもつながると思っておりますので、ぜひそれは進めていきたいと考えております。

齊藤部会長

廣島委員、よろしく申し上げます。

廣島委員

今のお話もそうなんですが、具体的にこの資格……資格といいますか、子育て支援員の活用という点で、例えば早番における活用であるとか、個々具体的なことについてのご見解をお願いしたいということです。

松野子ども政策課長

実際に、スキルというか学ばれていますので、全く何も知らない方がやるよりはいいかなと思うのですが、ただ、保育の現場で有資格者を朝夕何人いなければいけないという基準がございますので、そのところでは、どうしても保育士でなければ有資格者としてカウントされない、子育て支援員はそのカウントに入っていないという部分がありますので、今のところちょっと、子育て支援員が保育士にとってかわるといふところまでいかれませんので、例えば、支援員として保育現場に入っていたいて、働きながら資格をとれたりというようなこともございますので、そういったことも少しサポートができればいいのかなというふうには考えております。

齊藤部会長

中嶋委員。

中嶋委員

小規模保育室連絡会の中嶋です。

この私立幼稚園の利用定員の確認という書類を見て初めて、私立幼稚園では認可定員と利用定員という2つの数字が、今回は利用定員を現状に合わせる、それは認可定員の中だからオーケーという説明だったかと思うんです。

先ほどの議題のときに、川下委員が、その利用定員が決まると、その分、保育士の確保を求められて、例えばこれからどんどん出ていく4月、5月の利用園児数が少ないときに、余分な職員を雇用しなければならない。1回雇用するとし続けなければならない。そういうところが事業者として負担が大きくなっていくので、利用定員を弾力化できないか検討してほしいというところにお返事がなかったんですが、ぜひそこのお返事をいただきたい。

それで、例えば私立幼稚園さんのように、認可定員がまずあって、そこでは100名のお子さんをお預かりできますよという、施設とか、それから、職員がふえればそれはできますよ。でも、当初は

70名でいきたいので利用定員として70名とするという、そういう考え方を、いわゆる、私立幼稚園の考え方を保育施設にも導入していただければ、事業者として過剰なというか、過大な負担が必要じゃなくなってくるのではないかなというふうに思ったんですけども、それは単に私の提案なのですが、現実的に過剰になる地域も出てくるだろうと思うので、ぜひ、この利用定員が決まると保育士資格を求められる、ここの対策を検討していただけるというお返事をいただければうれしいと思います。

#### 松野子ども政策課長

利用定員の考え方でございますが、今、保育施設については実際に利用者拡大になっているところですので、やはり今、認可定員と利用定員イコールでやっていくというのが、まず、今の状況だとそうかなと考えます。

例えば私が想像するに、育休とかがかなりとりやすくなって、ゼロ歳児保育は9人定員なんだけれども、もうあまりゼロ歳児保育の利用がないので、1歳からの定員が、例えば10とか11とかで、ゆっくり子どもと過ごしたいというようなご要望が世間一般多くなってきて、ゼロ歳が入りにくくなったというときに、9人定員で3人に一人の保育士さんということになっていますので、定員は3でいいだろう、あるいは、6でいいだろうというような状況になってきた場合には、1人、保育士を雇わなくてもいいというような、そういう状況になってくることは今後、想定できると思うんです。

そういったときに、ご相談で実態として利用定員の変更というのをやっていくことはあり得るかなというふうに思います。

ただ、利用定員を毎年コロコロ変えるということも、これもまた保育の安定性に欠けることだと思いますので、今後、いろいろ社会情勢が変わっていったところで、慎重に、仕事に復帰される傾向ですとか保育の需要ですとか、地域性とか、そういったところを考え合わせながらやっていくことはあるかなと思います。そのあたりも、いろいろご相談させていただきながら決めていくことになると思います。

#### 齊藤部会長

ありがとうございました。

今後、利用率が高まることが予想される中で、でも、保育の質というところも担保したいというふうな、そういった思いをそれぞれのところでお持ちの中で、保育所も含めてなんですけれども、さまざまな施設や、それから、幼稚園等、それから、地域の皆さんとか区の中でも取り組みが本当に本音で話し合えるような部分も含めて、子どもたちにとっても、そして、保護者の方々にとっても利用しやすい、そういった場所になっていくようなやり方というか、方法論を見出していけるといいなというふうに思うんですけども。

それでは、そろそろ進めたいというふうに思いますので、次にいきたいと思いますが、次、報告事項(1)のところですか。半貫就学前教育推進課長よりお願いいたします。

#### 半貫就学前教育推進課長

就学前教育推進課長、半貫です。

私から、報告事項(1)あだち幼保小接続期カリキュラムの策定につきまして、ご報告させていただきます。

幼稚園教育要領等、改訂されました。また、小学校学習指導要領につきましても改訂されました。それらの改訂を踏まえまして、幼児教育と小学校教育の接続の一層の強化を図ることを目的にいたしまして、平成30年12月に、有識者の方々のご協力を得まして、あだち幼保小接続期カリキュラムを策定いたしました。

今回、別冊で報告事項(1)-1ということで資料をおつけしております。恐縮ですが8ページをお開きいただきたいと思います。ごらんいただいておりますように、1つの項目につきまして見開きで構成しております。左側を幼児教育、右側を小学校教育としております。そして、それぞれに育ってほしい姿、取り組み内容、そして、最下段には家庭への発信というものを記載しております。こちらの接続期カリキュラムですが、就学前の施設には施設長を初め、5歳児のクラスの先生方の手に渡しております。また、小学校では、校長先生、副校長先生、それから、1年生の学級数、お配りしております。また、足立区ゼロ歳から15歳までの連続した教育ということで取り組んでおりますので、中学校にも1冊ずつ、参考に配らせていただいております。こちらのカリキュラムを活用しました接続期研修会というものを、先日3月12日に行いました。小学校の校長先生、また、教員の先生、そして、就学前施設の施設長、それから、実際に5歳児を担当している先生方等、集まりまして研修会を実施したところです。31年度につきましても、研修会等、複数回実施いたしまして周知・活用に努めてまいりたいと思います。

私からは以上です。

#### 齊藤部会長

ありがとうございます。

2年近くかかってつくられているカリキュラムですけれども、幼児教育側と小学校教育側、両方の接続期に特化したカリキュラムなんですけれども、それぞれの現場の中で利用していただかないと、これをつくった意味がありませんので、ぜひ情報共有含めてご利用いただけることを私としても願っております。

それでは、続きまして、報告事項の(2)です。高橋こども支援センターげんき子ども家庭支援課長よりお願いいたします。

#### 高橋こども家庭支援課長

私からは、本日、机上配付させていただきました報告事項(2)をごらんいただければと思います。件名でございますが、児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果についてでございます。

本件につきましては、野田市の事件を受けまして、内閣府、文部科学省、及び厚生労働省連名の事務連絡によりまして、東京都の教育庁、保健福祉局ほかの関係所管経由で各区の担当所管のほうに緊急点検の依頼があったものでございます。その数字につきましてご報告させていただくものでございます。

緊急点検等の概要でございますが、まず、1点目学校、幼稚園、保育園等における在籍児童に係る緊急点検でございます。保育所、中学校、幼稚園、保育所等に在籍している児童、児童発達支援等のサービスを利用している児童のうち、2月1日から14日まで、一度も登校・登園していない児童について家庭訪問等により面会しています。

第2点目ですが、児童相談所及び、私どもこども家庭支援課において、児童虐待のケースとして管理している家庭における緊急安全確認でございます。虐待を主とした在宅指導上のケースについて、

直接、お子さんへの面会、また、関係機関による安全確認を実施するという、この2点でございます。

点検結果でございます。2のところでございます。まず、1点目、学校幼稚園、保育園等による在籍児童の緊急点検結果でございます。小学校、中学校、保育園等、記載された数字でございます。対象児童数は2月1日から14日まで会えなかったというようなお子さん、合計159名いましたが、それ以降、各機関においてアプローチしていただいて、最終的に会えなかった児童数というものについては、小学校16名、中学校33名、保育園10名、合計59名という状況でございます。

会えなかった児童の主な状況でございますが、一番多いのが不登校等の状況にあって継続的にアプローチしている児童、いわゆるメンタル的な面があって配慮が必要なお子さんというところがございます。あとは、未就学児さんに多いんですが、海外へ出国しているお子さんとか、あとは里帰り出産しているというような状況で会えていないということでございます。

続いて(2)のほうです。虐待ケースにおける緊急安全確認でございます。これは私どもの数字でございますが、2月頭現在で、対象児童数344名、進行管理していた児童数があります。前回確認したところ、会えなかった、確認できなかった児童は8名でございます。その対応状況でございますが、医療支援につなげる予定という形でのアプローチをしているのが1名、あと、所在調査中の児童4名、継続したアプローチ中の児童が3名というような状況でございます。

引き続き、会えなかった児童について継続的にアプローチしていく状況でございます。なお、野田市の事例とか、あと、昨年3月にありました目黒区の事例のように、一時保護から戻っての在宅だとか、あとは、虐待通報が繰り返されているというような状況について、今回、上の59名と確認しておりますが、そのような事例についてはありません。

今後、そういった意味で、児童相談所による立ち入り等々が必要な事例については、なさそうな見込みでございます。

私からは以上でございます。

#### 齊藤部会長

ありがとうございました。

それでは、報告事項と情報連絡事項合わせて質疑応答を行いたいと思いますけれども、その前に、事前質問をいただいておりますので、そちらの回答からお願いいたします。

#### 半貫就学前教育推進課長

情報連絡の(2)、(3)、(4)につきましてご質問をいただいております。私、子ども施設指導・支援担当課長も兼務しておりますので、私のほうからご回答をさせていただきます。

古庄先生から、実施結果につきましてご質問をいただきました。

まず1つ目の問いになります。一般指導検査とは、それ以外もあるのですかという問いになります。

一般指導検査とは、実際に施設に立ち入りまして、その設備、もしくは証拠書類等の検査を行います。実地指導というものがまずあります。施設に周知徹底等の必要が生じたときに、一定の場所に集めて講習等を行います、集団指導というものもございます。一般指導検査につきましては、対象施設に対しまして、定期的、また、計画的に行っているものになります。

それ以外に、特別指導検査というものがあります。特別指導検査は、著しい不適正な運営、また、重大な不正、改善の遅滞などがある場合に、その施設に実地に入りまして実施するものになります。

2つ目の問いです。公立認可保育所に対するものはどうなっているのかというものになります。

区が、まず指導検査を行う権限をご説明いたしますが、子ども子育て支援法によりまして指導検査を行っております。教育保育給付費施設型給付費に係る施設として確認した教育保育施設に対して指導検査を行うということになっておりまして、区立認可保育園の場合は、この対象にはなっておりません。ですので、区立保育園につきましては、指導検査は実施する権限がないということで、実施はしていません。

ただ、児童福祉法の認可施設としてはなっておりますので、区立園につきましても、都の指導検査は受けているところです。

3つ目の問いになります。指摘や指導を受けた施設を多いと受けとめているのか、多いと受けとめているのであれば、その原因はどこにあるかというご質問になります。

実際に指導検査を行いまして、文書指摘等ないことが本当にいいことだとは思っておりますが、東京都の検査結果を見ましても大体同じぐらいの指摘、また指導数というものがあいまして、決して多くはないかなというふうな認識ではおります。

ただ、施設を運営していくために守っていただきたい法令や、国また自治体等からの通知につきましては、それをご理解いただきまして運営していただくことが必要だというふうに思っておりますので、この指導検査の結果につきましては、検査を行いましたその対象施設にご報告するだけでなく、全体で集まった園長会議、また、事業者の説明会等に出向きまして、施設全体に具体的にご理解していただくように、今周知を図っているところでございます。

最後のご質問です。これは公表されるのですかという問いですが、文書指摘につきましては、区のホームページで公表をさせていただいております。

以上になります。

齊藤部会長

ありがとうございます。

では、2つ目です。よろしく申し上げます。

會田子ども施設整備課長

続きまして、子ども施設整備課長の會田よりお答えさせていただきます。

情報連絡事項の（6）民設民営による認可保育所の運営予定事業者の選定等についての中で、2の運営予定事業者（4）の江北一丁目の都有地活用の案件ですけれども、こちら、財務状況調査におきまして、Cの業績の信頼性に不安があるということはどういうことですかという意味合いですけれども、こちらにつきましては、税理士によります財務診断を毎回行っておりまして、その評価を総合評価しております。その合計点によってA、B、C、D、4つの段階に分けて表現をしております。

今回、この事業者につきましては、安全性、収益性、経済効率、その3つのところにつきまして5段階の評価をし、それを合計して点数化したときに、2点、2点、2点でしたので、合計で6点ということで、8点から6点の間でありますCという段階の評価をつけています。このCにつきましては、指定管理者等の選定について全庁的にこういったA、B、C、Dでの評価をしておりまして、そのときの評価の表現の仕方がCですと、財務状況がやや不安定であり、業績の信頼性に不安があるという表現になっております。それをそのままここには記載してございます。

ただ、この事業者につきましては、過去3期は黒字経営であり、負債も抱えていない、債務超過となっていないということもございまして、認可基準であります債務超過になっておらず3年連続し

て損失を計上していないという条件は満たしておりますので、ほかの立地の条件ですとか保育計画や実地調査の保育の内容等、それらを総合的に審査した結果、この事業者を選定させていただいております。

続きまして、(6) - 1の参考資料の(2)の税理士による財務診断結果のソラストやこころケアプランに記載してあります、税理士のコメントにあります、買掛債券回転率は売掛債権回転率を上回っているですとか、総資本回転率が低く固定比率が高く、かつ、流動比率が100%を下回っているとはどういうことかというものです。ちょっと専門的な言葉遣いになっておりまして、確かに我々一般にはわかりにくいようなところもございますけれども、一応これは税理士がそういった財務診断をする中で表現に使う、専門用語のところもありますけれども、一つ一つお答えします。まず、買掛債券回転率が売掛債権回転率を上回っているということは、買入債務の支払い期間が売上債権の回収期間よりも短いということになります。買入債務の支払期日が短いと、資金繰りを圧迫してしまいます。また逆に、支払期日が長ければ長いほど、その資金繰りには有利に働きますけれども、長過ぎても支払いの遅延ですとか、企業体力の低下などに懸念があります。また、取引先の不満などの問題なども出てきますので、一概に、それはそれでいいとは言えないような状況です。

続きまして、総資本回転率が低いということですが、こちら、企業の経営効率を見る指標であります総資本回転率、売上高を総資産で割り返したものですけれども、そちらが低いということです。総資本回転率は、事業に投資した総資産、こちらが有効活用されて売り上げに結びついているか否かを判定するための指標となっております。この回転率が大きくなればなるほど、少ない資産で大きな売り上げを獲得できているということになります。効率よく資産運用できているということになります。

固定比率が高く、ということは、企業の安全性を見る指標であります固定比率、固定資産を自己資本で割り返したものですけれども、こちらが高いということになります。ちなみに、固定比率というのは、固定資産に投資した資金が返済義務のない自己資本でどれだけ賄われているかを見るための指標となります。

ちょっと難しくて申し訳れございません。

流動比率が100%を下回っているとはどういうことかといいますと、企業の安全性を見る指標である流動比率、流動資産を流動負債で割り返したものですけれども、これが100%を下回っているということです。つまり、流動負債が流動資産を上回っており、1年以内に現金化できる資産よりも1年以内に返済すべき負債のほうが大きいということをあらわしています。

続きまして、3番の収支計画書、ソラストやこころケアプラン、キッズコーポレーションについては、収入に対して差引きの金額が大き過ぎるのではないのでしょうか、というものです。それぞれ事業者につきましては5年間の収支計画書を出してもらっております。その中の差引きというものが多んじゃないかというご指摘です。

この収支計画につきまして、あくまでも事業者が提案してきた内容となっておりますので、それぞれの年度で入所率、そういったものを勘案しながら収入等を見込んで実際の収支計画をつくってございます。我々のほうでこれをつくったわけではなくて、事業者が提案していただいたものです。我々のほうでも、もしも大きな間違いといいますか、補助金の収入の定員規模から見込んで違うような、大幅に違うということであれば指摘して修正等させるんですけれども、通常、事業者の提案をそのまま提案資料として計上させていただいておりますので、間違っているんじゃないかという指摘はこちらからはしていないというところがございます。

以上でございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

この2点について、特に何かご意見やご指摘、ありますか。

古庄委員。

古庄委員

足立区私立幼稚園協会の古庄でございます。

ご説明ありがとうございます。

一番最後のところですけれども、収支計画書、ソラスト、こころケア、キッズコーポレーション、収入に対して差し引きの金額が大き過ぎる……、ということは、補助金が余りにも多いということでしょうか。

會田子ども施設整備課長

子ども施設整備課長の會田です。

補助金につきましては、必要額を算定して、国の公定価格も含めて支払いをしております。事業者の中では、それに見合った支出項目を計上して運営を行っております。差引きで、ある程度、年度当初はマイナスのところもございますけれども、年々1,000万円から2,000万円ぐらいが続くようなところが出てきております。これにつきましては、事業者についてはいろいろな積み立てをする必要がございますので、そういったことに活用しております。施設の改修費ですとか人件費、処遇改善のための積み立て、そういったものに充てているところでございます。

齊藤部会長

ありがとうございます。

川下委員。

川下委員

収支差額のところは、私も前回、質問させていただいた部分だと思っています。

そのときの回答は、これは事業者が出してきたもので、区がかかわっているものではないということで、今回の回答のほうが一步踏み込んでいるのかなというふうに思っているんですが、例えば収入のところが余りにも違っていけば精査をしますよというようなことも今回答の中にあっただんですが、ということは、この収支差額についての内容も見ただけしているというような理解でよろしいのでしょうか。

それで、また、その収入額というのは比較的出しやすいと思うんです。当然、定員数を掛けていけば済むものですから。実際には、その支出の部分が本当に適切に見込んでもらえているのかどうかというところが、やはりポイントになってくる。人件費を含めてもそうなんですが、今の積み立てのお話もそうですけれども。ですから、その辺が今のご回答のような中でちゃんと見ているんだよということでしたら安心ができるんですが、でも、それでしたら、ぜひその収支差額のところ、差し引きのところ、このぐらいが、将来の施設の改修のための積み立てになっているんだとかということま

で出てくると、とても親切のかなというふうに思っています。

會田子ども施設整備課長

子ども施設整備課長の會田です。具体的に使途、細かい管理費の内訳はどうか事業費の内訳は何に使うのか、差し引きの金額、実際には何に使うのかというところまでは、区では確認をしておりませんので、あくまでも金額と、このバランスがいかにもおかしいようなところについては指摘をさせてもらっているというところでございます。

齊藤部会長

前回のところで少しご意見があったところの引き継ぎのところだと思うんですけども、今後としては、そのあたりのところは今の現状の形の確認にとどまる形ということでお考えですか。

會田子ども施設整備課長

子ども施設整備課長の會田です。これは事業者を決めるときの選定内容の資料になりますので、余り行政のほうで手を加えてしまいますと公平性に欠けてしましまして、ある事業者だけは区がちゃんと指導して直させたとか、そういったことにつながってしまいますので、明らかにおかしいところだけは、ここはおかしいんじゃないですかというような指導をするぐらいにして、ここはおかしいので、こういうふうにしてほしいとか、細かく、もうちょっと深く突っ込んだ修正まではしていないところでございます。あくまでも自分たちで収支計算をしていただいて、提案資料としていただいている案件ですので、おかしければおかしいなりに、本来であれば審査員の方も気がついて、こういうおかしい考え方をしている収支計画……いい加減な収支計画を出しているんだなという形で評価をしますので、その辺については余り深く我々のほうでは手を出しておりません。

齊藤部会長

ありがとうございました。

川下委員、どうぞ。

川下委員

今の説明でも、もちろんわかるんですが、例えば前回も言ったんですけども、収支差額が小さいより多い方が財務上は税理士さんとかはいい運営をしているというふうに評価をしているんだろうなというふうに思うんです。

ですから、その辺がちゃんと選考の中で生かされているということがわかれば、それはそれでいいと思います。そうでないと、やはり先ほどから税理士さんのいろんな専門用語が出てきて、収支差額があると、当然、経営的にはいいという評価をされるだろう。ただ、それが本当に保育所の運営上正しいことなのかというところを、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

齊藤部会長

中嶋委員。

中嶋委員

1点質問したいと思います。

質問したいのは、審査結果表の配点が各園で違っているのはどうしてかという質問です。情報連絡(6)－4と、それから、(6)－6、(6)－8がそれぞれの分類の中の配点が違っているので教えてください。

會田子ども施設整備課長

施設整備課長の會田からお答えいたします。

この配点につきましては、基本的には各項目100点というような項目なんですけれども、審査員の人数に応じてそれを倍にしていますので、800点であれば8人の審査員がこのときには参加していたということで、お考えいただければと思います。

中嶋委員

分類の中の総合点が、開設準備の実効性というところでは、(6)－4のところでは4,800点、それから、(6)－6のところでは3,000点、(6)－8では3,600点となっています。この違いは何ですかということです。

會田子ども施設整備課長

子ども施設整備課長の會田からお答えいたします。

この(6)－4については一般的な民設民営の評価結果で、項目がこちらの(6)－6より多いと思いますけれども、(6)－6につきましては、区有地活用ですので、少し評価する項目が減っています。要するに、民間が提案してきた場所ということではなくて、区が提供している場所を活用しますので、ちょっと審査項目がここは減っています。ですので、この(6)－6についてはちょっと違う項目になっています。

あと、同じく(6)－8についても、こちらは都有地の活用ですので、もう場所は決まっています事業者だけを定めるというパターンですので、審査項目が減っているということです。

齊藤部会長

よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問。

中台委員、お願いいたします。

中台委員

保育当事者の中台です。

報告事項(1)の幼保小接続期カリキュラムに直接かかわるかどうかわからないんですけれども、チューリップシートをこども支援センターげんきさんのほうから出しているかと思うんですけれども、そちらは、私の上の子がちょうど3年前の入学時には、任意といいますか、必要なお子さんだけの提出であったかと思うんですが、本年度、次に下の子がこの4月に入学を迎えるんですが、いつの間にか、全員提出に変わっておりまして、私はこういった会議に出ていますので、3年前のときも中身を見て所管課を見れば全員が必要なかどうかというところは理解できたんですけれども、一般の保護者にとっては、入学に当たって心配がない保護者の方は基本いないわけで、そうすると、

全員が提出となるというお話を以前の所長さんにお話をさせていただいたことがありまして、それを踏まえてなのかはわかりませんが、今年度から、突然、全員提出になっていたんですが、その配布のされ方が、幼稚園や保育園からそのものが園リュックに入れられていたり、連絡袋に入れられているだけで、特段、説明も文書もなければ、もちろん幼稚園や保育園の先生方もそこまで説明をするということも言われてはいないと思うので、ただ配布をされただけというところで私の手元に届きました。

実際、小学校に比較的に足を運ぶ機会があるので養護教員の先生に伺ったところ、学校側としても突然投げられたことで、大変困惑しているというお話で、どのように配布をされたんですかということで、私のほうが逆に聞かれまして、そのように園リュックに入っただけで、特に全員提出が必要ですよという文書は、中をよく見ればもちろん、ちゃんと中を見る保護者であれば全員提出ということはずわかるようにはなっていると思って、すごくいいつくりだなと私自身も、個人的には思っていました。

ただ、普通の方、全然、こういう会議にも出ていないし、上の子のときは任意提出だったしという理解のもとでは全員提出であるということとはなかなか理解しがたいものだったと思って、実際、私、新入生、保護者説明会の日に提出するものだったと思うんですが、その日に並んでいる前の保護者の方を見ていると、先生が出してくださいといっても、うちは結構です、うちは出しません、要らないですよと断る方、続出で、保護者説明会の間に先生が事前にコピーをしていたものに記入するという保護者をたくさん見かけました。

ということは、やはり、保護者の方には全員提出であるということがまず伝わっていなかったということと、学校側としてもどのように扱っていいか、ちょっと困惑……学校が保護者の方に連絡するわけにもいかないので、そういったあたりでは、チューリップシートってすごくすてきなもので、全員提出で我が子のことを伝えられるのはすごくいいものなので、今年度急に決まったことかどうか、私、その経緯がわからないので何とも言えないんですけども、今後、それをどう保護者に伝えていくのかなというところが、まず今年度、私が当事者として気になったところです。

あともう1点、ちょっと違ったところで、重箱の隅をつつくようなお話で申し訳けないんですが、2月に入って発送された就学通知届の下の、学校に提出する切り離す部分なんですけれども、そこに園児氏名を書きます。保護者氏名を書きます。そこに園児との続柄を書く欄があったんですけども、そこが保護者との続柄と書かれていて、選択できる項目が父、母、その他と書いてあったんです。私、そこで、うーんとちょっと疑問に思ってしまったって、自分の日本語の理解力がないのかどうかすごく悩んだんですけども、保護者との続柄で、園児が父、母になるわけではないので、私はその他に次男と書いたんですけども、最近その場合は児童との続柄だったのではないのかなと個人的には思ってしまったって、本当、重箱の隅をつつくようなお話で申し訳けないんですが、比較的、大事な書類ですので、できるだけそういった間違いはしていただかないようお願いできればと思いました。

以上です。

門藤支援管理課長

では、チューリップシートについてご回答申し上げます。

まず、3年前と今年度につきましては、一部改定をいたしました。今、ご指摘のとおり、まず、保護者の方々に内容について十分にご理解をさせていただいてない点につきまして、大変申し訳ありませんでした。徹底できていなかった原因を検証し、来年度の課題として改善を図ってまいります。

また、配布の方法につきましても、保育園、幼稚園等をお願いをいたしました。その点についても十分に説明ができていない状況だったということも今回わかりましたので、その点についても改善をしております。

さらに、全員提出という件につきましても、今年度につきましても、まず全員にお配りするというのが趣旨でした。その中で、必要であれば提出をしてくださいということでスタートしました。小学校側もその辺の捉え方が、学校によって若干違いがあって、学校によっては全員提出してくださいと保護者をお願いしたケースもあったようです。この件につきましても、来年度、必ず改善を図っていききたいと思います。

今後の方向性としては、来年度以降、全員提出をお願いしていく予定です。理由としては、ご心配な点を記入するだけでなく、うちの子の特性は、こういうことがありますよということで、入学後にその資料を使って担任が、保護者やお子さんと面談等を通して使えるような情報ツールとして活用できるシートとして、チューリップシートの当初の目的から若干変える予定です。

古川学校支援課長

学校支援課長でございます。

2点目のご質問の就学届の保護者様とお子様との続柄の関係でございます。所管のほうにご意見を伝えまして、改善が必要ということであれば、改善について検討してまいります。

齊藤部会長

小田委員。

小田委員

先ほどのチューリップシートについてなんですけれども、私の長男が小学校3年生なので、多分、チューリップシートが全員提出ではない時期だったと思うんですけれども、そのとき、正直、チューリップシートを知らなかったんです。なぜかという、葛飾区の幼稚園に長男は行っていて、本当に入学した後にお友達からチューリップシートってあるんだよというのを、正直、聞きました。

今回、うちまだ下が4月から年中なのでお聞きしたいんですけれども、このチューリップシートというのは、基本、保育園とか幼稚園から渡されるものなのでしょうか。

門藤支援管理課長

今年度につきましても、保育園、幼稚園等から配布をしていただくという形をとらせていただきました。

2点目の、他区に通園されていたご家庭には、大変申し訳ありませんでした。足立区在住で、北区の幼稚園、保育園に通っていらっしゃる方で受け取っていないという報告を受けております。この件につきましても来年度、改善していきたく思っております。

小田委員

チューリップシートについてですが、無認可や区外の園のような足立区と直接情報のやりとりがないところへも、チューリップシートが手元に届くよう、検討してもらいたいと思っています。

門藤支援管理課長

貴重なご意見、ありがとうございます。

今年度につきましては、ホームページや教育だより等で周知いたしました、十分ではないということもよくわかりましたので、来年度につきまして、検討させていただきます。

以上でございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

そろそろお時間のほうが迫っておりますけれども、ぜひこれはということ、ありますでしょうか。

首藤委員、お願いいたします。

首藤委員

1点気になったことがあったので質問させていただきたいんですけれども、何日か前に、足立区じゃないんですけれども、ほかの認可保育園で大量保育士が退職というニュースがあったんですけれども、これは待遇について何かいろいろ書いてあったんですけれども、それは足立区ではどういうふう考えているのかをお聞きしたいんですけれども。

松野子ども政策課長

子ども政策課長です。

その事例はどちらの事例のことが存じ上げませんが、大量に保育士さんがやめられたというケース、そういうニュースを私も耳にしたことがございます。

足立区でもそういったことが起こらないように、日ごろから保育園の巡回ですとか、そういったことをしております。あと、保育士さんからなかなか待遇がよくないんだけどというようなお話を個別にいただくようなこともありまして、そういうときには、園さんや事業者に対して適切な対応をとるようというようにすることをする場合もございます。

ですので、日ごろからそういう信頼関係を結んでおいて、ヘルプを出したいときには区に来て何とか仲裁に入ってもらおうとか、そういう日ごろからのおつき合いというのは非常に大事なな思っております。私立保育園の管轄、あるいは、認証保育所、小規模のほう、回って顔の見える関係、信頼関係を大事にしていますので、そういったことがないように、日ごろからしっかりとおつき合いをしていくということが一番重要なことじゃないかなというふうに思っております。

菊地子ども施設入園課長

子ども施設入園課長、菊地でございます。

認可外の施設を担当しておりますので、さまざまなお悩みですとか、そういったご意見はいただいているところです。

今、松野からも説明があったように、日ごろから顔の見える関係性というものを重要視しており、巡回指導などの場面を捉え相談に乗るようにはしております。また、キャリアアップ補助制度を開始し、保育士の処遇改善につながるよう取り組んでおります。本制度を活用していただき、処遇改善に向けて、各施設のほうで取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

齊藤部会長

ありがとうございました。

後半、いろんなご意見とかご質問があったかと思えますけれども、この部会では、こういった議題に挙がってきていない自由なご意見や、また、さまざまな方々がおられますので、そのあたりで意見交換というふうな時間を極力とりたいと思っておりますので、来年度の進め方等でもぜひご協力いただけるとありがたいなというふうに思っております。

それでは、これにて質疑応答を終了させていただきます。

貴重なご意見、ありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

松野子ども政策課長

齊藤部会長、ありがとうございました。

それでは、最後に、事務局から連絡事項が3点ございます。

まず、次回の日程なのですが、申し訳れございませんが、まだ未定でございますので、決まり次第、委員の皆様にお知らせをさせていただきたいと思えます。なお、次回より31年度に入りますけれども、子ども・子育て支援事業計画の策定の年となっておりますので、これまで年間3回ほどの開催でございましたが、少し開催を5回、6回ぐらいにさせていただきまして、この計画というのをつくる場所に皆様にも携わっていただきたい。

また、ニーズ調査を今かけておりまして、結果をまとめているところでございますので、保育等々の子育てのサービスのニーズがどれぐらいあるのかというところを見ながら、ぜひその計画策定におつき合いいただきたいと思っておりますので、ご協力、よろしく願いいたします。

2点目でございます。本日の会議録についてでございますが、こちらは後日、皆様方のほうに送付をさせていただきますので、ご確認の上、また事務局まで、何かありましたらご連絡いただければと思っております。

最後に、本日お車でお越しの方、駐車券をご用意させていただいておりますので、事務局のほうまでお声かけをしていただければと思えます。

それでは、本日の子ども支援専門部会をこれで終了させていただきます。

本日は、お疲れ様でした。

どうもありがとうございました。